

## 公共随契による貸付結果一覧表 (令和7年9月契約分)

整理番号	所在地	現況地目	面積 (平方メートル)	契約年月日	年額貸付料 (円)	契約期間	契約相手方	法人番号	用途	減額貸付の有無	定期借地権の設定の有無	価格形成上の減価要因	備考
1	東京都小笠原村母島字猪熊谷 桑ノ木山国有林28い1林小班	山林	817	R7.9.1	-	R7.9.1~ R11.8.31	東京都 小笠原支庁長 大場 雄二郎	8000020130001	落石防護網設置敷	-	-	-	無償貸付
2	千葉県富津市湊 北畑国有林119ろ林小班	山林	支線柱1本	R7.9.1	3,440	R7.9.2~ R22.3.31	東京電力パワーグリッド株式会社	3010001166927	電柱敷	-	-	-	
3	新潟県妙高市大字杉野沢字地藏山国有林57林班よ小班	山林	850	R7.9.5	-	R7.9.5~ R8.3.31	妙高市長 城戸 陽二	6000020152170	遊歩道敷	-	-	-	無償貸付
4	群馬県利根郡みなかみ町藤原字大利根国有林364林班り2小班	山林	474	R7.9.10	-	R7.9.10~ R11.7.31	群馬県沼田土木事務所 所長	7000020100005	道路敷	-	-	-	無償貸付
5	群馬県吾妻郡嬭恋村大字田代字吾妻山国有林208林班口1小班外	山林	487	R7.9.11	-	R7.9.11~ R11.3.31	中之条土木事務所長 木内 弘二	7000020100005	砂防堰堤敷	-	-	-	無償貸付 契約面積307㎡ 増に伴う変更契約
6	群馬県吾妻郡嬭恋村大字田代字吾妻山国有林208林班口1小班外	山林	881	R7.9.11	14,368	R7.9.11~ R8.6.30	中之条土木事務所長 木内 弘二	7000020100005	工事用地敷	-	-	-	
7	新潟県南魚沼郡湯沢町大字三国字東谷山国有林88林班口小班	山林	4,813	R7.9.11	13,763	R7.9.11~ R7.10.31	湯沢町長	9000020154610	駐車場敷	-	-	-	
8	福島県南会津郡檜枝岐村字尾瀬岳国有林1110-VIII林班い1小班	山林	81	R7.9.12	3,000	R7.9.12~ R9.3.31	電源開発株式会社 水力発電部 東日本支店 小出電力所 所長	6010001050764	電気事業用地 (道路敷 奥袖沢)	-	-	-	
9	福島県南会津郡檜枝岐村字尾瀬岳国有林1110-VII林班い1小班外	山林	251	R7.9.18	3,900	R7.9.18~ R10.3.31	電源開発株式会社 水力発電部 東日本支店 小出電力所 所長	6010001050764	電気事業用地 (道路敷 ミノコクリ沢)	-	-	-	
10	新潟県新発田市上石川字石川山国有林52林班わ小班 外	山林	49,736	R7.9.18	582,401	R7.9.18~ R8.3.31	大成ロテック株式会社	4010001034835	電気事業用地 (石川川中小水力発電事業用地敷)	-	-	-	契約面積3,527㎡ 増に伴う変更契約

11	新潟県新発田市上石川 字石川山国有林52林班 わ小班 外	山林	30,887	R7.9.18	334,594	R7.9.18～ R8.3.31	大成ロテック株式会社	4010001034835	電気事業用地 (工事用地敷 外)	—	—	—	契約面積6,640 ㎡増に伴う変更 契約
12	群馬県前橋市富士見町 石井字黒松山国有林3 35林班ろ小班	山林	357	R7.9.24	—	R7.9.24～ R10.3.31	群馬県 前橋土木事務所長	7000020100005	道路敷	—	—	—	無償貸付
13	福島県耶麻郡北塩原村 大字桧原字西吾妻山外 1国有林458林班ほ 小班 外	山林	6,515	R7.9.25	77,400	R7.9.25～ R10.3.31	三峰川電力株式会社 代表取締役 岡垣 啓司	5010001070417	発電所施設敷外	—	—	—	
14	福島県耶麻郡北塩原村 大字桧原字西吾妻山外 1国有林458林班ほ 小班 外	山林	2,278	R7.9.25	30,200	R7.9.25～ R9.11.30	三峰川電力株式会社 代表取締役 岡垣 啓司	5010001070417	工事用地敷	—	—	—	
15	福島県福島市土湯温泉 町字日向外1国有林39 林班る3小班外	山林	7,133	R7.9.29	98,799	R7.9.29～ R30.3.31	東北電力ネットワーク株式会社 執行役員 福島支社長	7370001044201	特別高圧電線路 敷	—	—	—	

1. 本一覧表は、公共随契により貸付けをした物件について一件別に記載しております。
2. 減額貸付の有無は、法令の規定に基づき減額貸付けを行った場合に「○」を記載しております。
3. 年額貸付料について、貸付期間が1年未満の場合は当該貸付期間に対応する貸付料を記載しております。
4. 定期借地権の設定の有無について、定期借地権（借地借家法（平成3年法律第90号）第22条に規定する借地権及び第23条第1項又は第2項に規定する借地権をいう。）を設定している場合に「○」を記載しております。
5. 価格形成上の減価要因は、以下に掲げる場合に要因を記載しております。なお、複数の減価要因がある場合には、主たる要因を記載しております。
  - ・ 予定価格の算定に当たり、建物解体撤去を減価要因とした場合
  - ・ 予定価格の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚染等の瑕疵を減価要因とした場合